

「(仮称) ながの健やかプラン 21」策定の概要

(第3次長野市健康増進計画・第3次長野市食育推進計画)

1 計画策定の背景

(本市の状況)

- **人口の減少**⇒H12年(2000年)にピーク(38.8万人)を迎え、以降緩やかに減少
- **世帯数及び世帯状況の変化**⇒世帯数はH27年(2016年)をピークに減少、1世帯当たりの人員も減少すると推測
- **少子・高齢化の進行**⇒H7年(1995年)に老年人口(65歳以上)が年少人口(0歳～14歳)を上回り、今後も年少人口は減少を続け、老年人口はH52年(2040年)をピークに以降減少すると推測
- **平均寿命及び健康寿命の延伸**⇒男女ともに、平均寿命と健康寿命が伸びているが、その年齢には差がある(平均寿命>健康寿命)
- **糖尿病のリスクが高い**⇒糖尿病予備群の割合が、全国平均より多く、長野県内5万人以上の市(13市)では最も多い
- **医療費及び介護給付費の増加**⇒超高齢社会の到来、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、医療費及び介護給付費の増加が見込まれる

2 計画策定の趣旨

本市の状況並びに「新・健康ながの21」(第2次長野市健康増進計画)及び「第2次長野市食育推進計画」の最終評価を踏まえ、国の計画(健康日本21(第二次)、第3次食育推進基本計画)及び長野県の計画(信州保健医療総合計画、第2次長野県食育推進計画)等を勘案し、市民の健康の保持・増進を図るため、次期健康増進計画・食育推進計画を策定する。

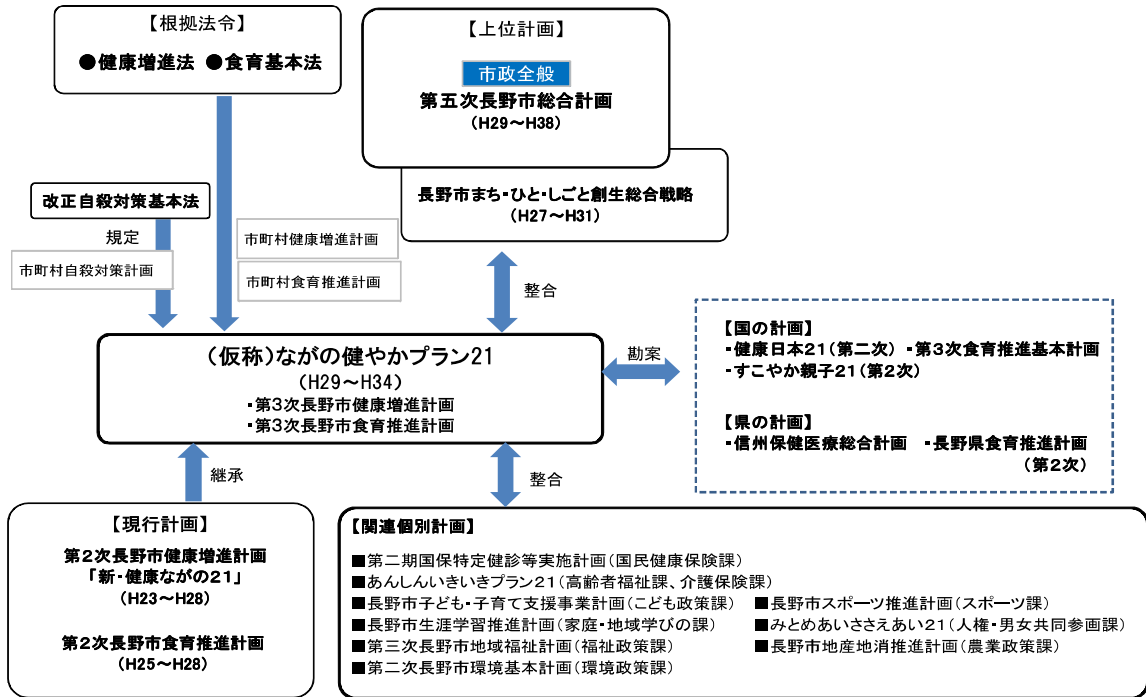
なお、健康増進と食育推進は、共通する分野の取組が多いことから、両計画を一体化する。

3 計画の位置づけ

本計画を以下に掲げる計画として位置づける。(図1)

- (1) 健康増進法第8条第2項に基づく「**市町村健康増進計画**」(市民の健康づくりを支援するための基本的な指針)
- (2) 食育基本法第18条に基づく「**市町村食育推進計画**」(健全な食生活を実践するための基本的な指針)
- (3) 健やか親子21(第2次)を踏まえた本市の「**母子保健計画**」及び改正自殺対策基本法第13条第2項に基づく「**市町村自殺対策計画**」を包含する計画
- (4) 第五次長野市総合計画の**分野別(保健・福祉分野)個別計画**

(図1)



4 計画の期間

平成 29 年度から平成 34 年度までの **6 年間**とする。ただし、社会状況等の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて内容の見直しを行う。

5 計画の策定体制

(図2)

